令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務企画提案募集要領

１　目的

この要領は、「令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務」について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第２号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

２　プロポーザル方式に付する業務に関する事項

（１）業務名

令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務

（２）業務の内容

別添１「令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務委託基本仕様書」(以下「別添１仕様書」という。）のとおり

（３）提案上限額

8,822,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（４）委託期間

契約締結の日　から　令和９年３月 29 日（月）まで

３　スケジュール（予定）

（１）参加表明書・質問票等提出期限	令和８年 11 月９日（月）午後５時必着
（２）企画提案書等提出期限	令和８年 11 月 20 日（金）午後５時必着
（３）審査会の開催	令和８年 11 月下旬～12 月上旬
（４）選定結果通知	令和８年 12 月上旬
（５）契約の締結	令和８年 12 月中旬

４　応募に関する事項

（１）参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

①　地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

②　山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者であること。

③　雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者であること（加入する義務のない者を除く。）。

④　同様のシステムについて、観光案内施設、商業施設又は自治体が設置する施設等への導入・運用実績（以下「類似業務の実績」という。）を有する者であること。

※　実証事業による実績を含む。

⑤　山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

⑥　宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑦　次のいずれにも該当しない者であること（地方自治法施行令第 167 条の４第１項第３号に規定する者に該当するものを除く。）。

ア　役員等（企画提案応募者が個人である場合にはその者を、企画提案応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑧　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更正又は再生手続きを行っていない者であること。

（２）失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①　本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

②　提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③　提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で示した要件に適合しないとき。

④　提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤　提案の内容が提案上限額を上回るとき。

⑥　その他、企画審査会において不適切と認められた場合。

５　提出書類及び提出方法等

（１）提出書類及び提出部数

①　参加表明書（様式第１号）　　：１部

②　事業者概要書（様式第２号）　：７部

添付書類はアからオのとおり。ウ及びエについては複写したものでも差し支えない。

ただし、ウからオについては、山形県財務規則（昭和 39 年３月県規則第９号）第 125 条第５項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

ア　会社概要がわかるパンフレット等　：７部

イ　「類似業務の実績」に係る参考資料　：１部

ウ　法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から３箇月以内のもの）、直近の決算書又はこれに類する書類　：１部

エ　山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税及び地方消費税の滞納が

ないことを証明する書類（非課税のものを除く。）　：１部

（ア）　山形県税　山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から３箇月以内のもの。）

（イ）　消費税及び地方消費税　消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近１年間の証明書。提出日において発行の日から３箇月以内のもの。）

オ　社会保険・労働保険加入状況一覧表（様式第７号）、社会保険及び労働保険の加入状況を確認できる書類の写し　：１部

③　企画提案書　：７部

ア　企画提案書は以下のとおりとし、企画書は、別添１仕様書、別添２「令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務 提案評価項目及び評価基準」（以下「別添２評価基準」という。）、別添３「令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務企画提案事項」（以下「別添３提案事項」という。）を踏まえ作成すること。

（ア）令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務企画提案書（様式第３号）

（イ）企画書（様式任意、15 ページ以内）

（ウ）見積書（様式第４号）

※　（ア）については、Ａ４判片面刷（多色仕上げ可）、ダブルクリップ留めとする。インデックスを付して一つにまとめ、正本１部、副本６部の計７部を提出すること。なお、正本を複写したものを副本とすることができるものとする。説明上やむを得ない場合、Ａ３判とすることも可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、Ａ４判の大きさにすること。

※　（ウ）については、算出根拠を明らかにした見積価格の詳細を別添として添付すること（様式任意）。

＜再委託がある場合＞

④　再委託事業者の事業者概要書（様式第２号）：　１部

添付書類は次のとおり。

ア　会社概要がわかるパンフレット等　：　１部

イ　「類似業務の実績」に係る参考資料：　１部

（２）提出期限

①　参加表明書（様式第１号）、事業者概要書（様式第２号）

令和８年 11 月９日（月）午後５時必着

②　企画提案書、＜再委託がある場合＞再委託事業者の事業者概要書（様式第２号）

令和８年 11 月 20 日（金）午後５時必着

（３）書類の提出方法

「10　担当部署」まで、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日、土曜日を除く午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（正午から午後１時までの間を除く）に「10　担当部局」に持参すること。

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便かつ提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

（４）その他

① 提案は１事業者につき、１提案とする。

② 企画提案書の提出書類に虚偽の記載をし、企画提案が無効とされた場合、その者に対して指名停止措置を行うことがある。

６ 質問及び回答

（１）企画提案書の作成に係る質問等は、「令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務に係る企画提案作成に関する質問書（様式第５号）」（以下「質問書」という。）により行うものとする。

（２）質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務に係る問い合わせ」として「10 担当部署」あてに送信すること。

（３）質問書の受付期間は、令和８年 11 月９日（月）午後５時必着とする。

（４）質問への回答は、参加表明書提出事業者全てに随時電子メールにて行うものとし、電話・口頭による個別対応は行わない。ただし、応募者の独自企画に関わることについては、当該質問をした応募者のみに回答し、企画提案書の作成及び提出のために必要なものでないと判断した場合には、回答しないものとする。

７ 審査及び最優秀提案者の決定方法

（１）山形県が設置する「令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務委託に関する企画提案審査会」（以下「審査会」という。）において、別添２評価基準に基づき提案書類及び提案者からのプレゼンテーション（デモンストレーションを含む。）により行う。企画審査会の各審査員の評価点の平均が 60 点以上の企画のうち、①評価点の合計が最高の提案者と、②各審査員の評価点が最も高い提案者から順に１、２、３の要領で順位を附し、その順位の合計が最小の提案者、が一致する場合は、当該提案者を最優秀提案者（委託契約候補者）として選定する。

評価点の合計が最高の提案者と、評価点の順位の合計が最小の提案者が異なる場合、又は同点の提案者が複数ある場合は、審査員の協議により決するものとする。

また、必要に応じ、次点者を選定する。

なお、提案者が５者を超えた際は、書類審査による第１次選考を実施する場合がある。

（２）プレゼンテーション審査の実施方法

① プレゼンテーション審査の詳細な日程は後日参加申込書を提出した者に対して連絡する。

② 提案内容の理解を深めるため、別添３提案事項の内容を踏まえた、５分程度のデモンストレーション又は事前収録したデモンストレーション動画による説明を行うこと。

③ 時間は１提案者につき 30 分（プレゼンテーション（デモンストレーションを含む。）20 分以内、質疑等 10 分以内）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合や、プレゼンテーションをＷｅｂ会議ツールにより行う場合がある。

④ 審査会の出席者は１提案者につき３名以内とする。

（３）審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀

提案者を選定しないことができる。

（４）審査結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。

（５）提案者が１者のみである場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

８　委託契約について

（１）最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、産業労働部所管事業指名業者選定審査会の審査を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。

（２）採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。この際、内容等について変更が生じる場合がある。

（３）最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続きを行う場合がある。

（４）契約に当たっては、契約書を取り交わすものとする。

（５）委託の内容は、締結される契約書によるものとする。

（６）委託業務に係る契約手続き等は、山形県産業労働部県産品・貿易振興課において行う。

９　その他

（１）提案できる件数は、１提案者につき、１件とする。

（２）提出された書類は、記載すべき事項の過不足等の有無について外形審査を行い、適正と認められるもののみを受理する。

（３）提出された提案書等は返却しない。

（４）提出期限後における提案書等の差替え及び再提出は一切認めない。

（５）提案書等の作成及び提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。

（６）提案書に掲載する各種データの調査・収集・収集したデータ及びコンテンツの使用承認等に係る必要な手続は企画提案者が行うものとする。

（７）公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、県が必要とするときは、必要に応じて提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

（８）提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに「令和８年度山形県次期アンテナショップＡＩコンシェルジュシステム構築業務企画提案辞退届（様式第６号)」を提出するものとする。

（９）提案書等の応募書類は、山形県情報公開条例（平成９年 12 月条例第 58 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。

(10) この公募及び契約については、県の都合により変更・中止する場合がある。

(11) 採用した提案書の著作権は県に帰属する。

(12) 不採用となった提案書の著作権は提案者に帰属する。

10　担当部署

山形県産業労働部県産品・貿易振興課　県産品振興担当

住所：〒990-8570　山形県山形市松波二丁目８番１号（県庁８階）

電話番号：023-630-2542　　FAX 番号：023-630-3371

メール：ykensanbo#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。